

○医師等医療関係資格者の英文証明書申請手続

<p>手続概要</p>	<p>医師等医療関係資格者が外国で就業、留学、資格取得等を行うに際し、日本の免許を有することを当局によって証明することが求められた場合の申請手続です。英訳文(英文)証明書は次の4種類があります。</p> <p>1. 免許証英訳文証明書 免許証の記載内容を英訳し、厚生労働省指定様式により証明するもの</p> <p>2. 行政処分関係英文証明書 医師法等による行政処分を過去に受けたことがない旨を厚生労働省指定様式の英文で証明するもの</p> <p>3. 籍(名簿)登録事項英文証明書 提出先医療機関等の指定様式に籍(名簿)登録事項を記入し証明するもの。 (厚生労働省で把握していない情報(民間団体に取得された認定医の証明など)の証明はできかねますのであらかじめご承知おきください。)</p> <p>4. 臨床研修修了登録証英訳文証明書 厚生労働省が発行した臨床研修修了登録証を英訳し、厚生労働省指定様式により証明するもの (各教育機関や病院で発行された臨床研修修了登録証は、それぞれの発行元で英訳文証明書の発行を依頼してください。)</p> <p>必ず本案内の備考欄をご確認の上、それぞれの証明書に応じた必要書類(申請書及び添付書類)を厚生労働省へご郵送ください。 書類審査から証明書交付までには、書類が厚生労働省に到着後、約1ヶ月～2ヶ月間をいただいております。(ただし、3～5月は通常以上のお時間を頂戴しております。また、各月ごとの申請件数により、変動する場合もございますので、余裕のあるご準備をお願いいたします。)</p>
<p>手続対象者</p>	<p>医療を目的に、外国で就業、留学、資格取得等を行うに際し、英訳文(英文)証明書を必要とする次の資格の取得者</p> <p>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士</p>
<p>提出時期</p>	<p>随時</p>
<p>手数料</p>	<p>無料</p>
<p>申請方法</p>	<p>受付は、郵送のみとなります。以下の宛先へご提出をお願いいたします。</p> <p>厚生労働省 医政局 医事課 試験免許室 免許登録係 英訳担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2</p>

申請書
及び
添付書類

1. 免許証英訳文証明書

- [免許証英訳文証明申請書](#) (1部)
- 希望職種の免許証の写し(日本工業規格A列4番の大きさに縮小し、免許証に裏書のある場合は、裏面の写しも添付してください)(1部)日本切手を貼付の上、受取先の住所及び氏名を記入した返送用封筒(送付先数分)
- 厚生労働省から先方機関へ直送をご希望の場合は、同封する書類についてのメモ書き(1部)
- 厚生労働省から先方機関へEメールによる提出をご希望の場合は、Eメールアドレスと宛名、その他記載すべき事項のメモ書き(基本的には厚生労働省の定型文でお送りさせていただきますが、そちらに追記してほしい情報。ただし、厚生労働省で把握していない情報の追記はできかねますのであらかじめご承知おきください。)(1部)

2. 行政処分関係英文証明書

- [行政処分関係英文証明申請書](#) (1部)
- 希望職種の免許証の写し(日本工業規格A列4番の大きさに縮小し、免許証の裏書のある場合は、裏面の写しも添付してください)(1部)
- 所属長等による英文証明書の発行願(日本に所属先がない場合、海外に在住の場合は不要です。日本に所属先がないあるいは、海外に在住していることが分かるよう履歴書をご記載ください。)(1部)
- 履歴書(任意様式、ご氏名・学歴・職歴をご記載ください)(1部)
- 日本切手を貼付の上、受取先の住所及び氏名を記入した返送用封筒(送付先数分)
- 厚生労働省から先方機関へ直送をご希望の場合は、同封する書類についてのメモ書き(1部)
- 厚生労働省から先方機関へEメールによる提出をご希望の場合は、Eメールアドレスと宛名、その他記載すべき事項のメモ書き(基本的には厚生労働省の定型文でお送りさせていただきますが、そちらに追記してほしい情報。ただし、厚生労働省で把握していない情報の追記はできかねますのであらかじめご承知おきください。)(1部)

3. 籍(名簿)登録事項英文証明書

- [籍\(名簿\)登録事項英文証明申請書](#)(1部)
- 希望職種の免許証の写し(日本工業規格A列4番の大きさに縮小し、免許証の裏書のある場合は、裏面の写しも添付してください)(1部)
- 提出先医療機関等の指定様式の原本と予備(必要部数+予備1部)
- 指定様式の記載例かつ日本語訳(指定様式の写しに赤字で添え書きをしてください)(1部)
- 指定様式に卒業大学(養成所)名等を記入する欄がある場合は、卒業証書の写し、もしくは卒業証明書(1部)(日本工業規格A列4番の大きさに縮小してください)
- 日本切手を貼付の上、受取先の住所及び氏名を記入した返送用封筒(送付先数分)
- 厚生労働省から先方機関へ直送をご希望の場合は、同封する書類についてのメモ書き(1部)
- 厚生労働省から先方機関へEメールによる提出をご希望の場合は、Eメールアドレスと宛名、その他記載すべき事項のメモ書き(基本的には厚生労働省の定型文でお送り

	<p>させていただきますが、そちらに追記してほしい情報。ただし、厚生労働省で把握していない情報の追記はできかねますのであらかじめご承知おきください。)(1部)</p> <p>4. 臨床研修修了登録証英訳文証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 免許証英訳文証明申請書 を代用(1部) ➤ 希望職種の免許証の写し(日本工業規格A列4番の大きさに縮小し、免許証に裏書のある場合は、裏面の写しも添付してください)(1部) ➤ 臨床研修修了登録証の写し(日本工業規格A列4番の大きさに縮小し、免許証に裏書のある場合は、裏面の写しも添付してください)(1部) ➤ 日本切手を貼付の上、受取先の住所及び氏名を記入した返信用封筒(送付先数分) ➤ 厚生労働省から先方機関へ直送をご希望の場合は、同封する書類についてのメモ書き(1部) ➤ 厚生労働省から先方機関へEメールによる提出をご希望の場合は、Eメールアドレスと宛名、その他記載すべき事項のメモ書き(基本的には厚生労働省の定型文でお送りさせていただきますが、そちらに追記してほしい情報。ただし、厚生労働省で把握していない情報の追記はできかねますのであらかじめご承知おきください。)(1部)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>免許証の写しは、申請書ごとに1部ずつご用意ください。</u> ・ 厚生労働省から申請者様や先方機関へ郵送する際には、公印で厳封することはできません。 ・ 返信用封筒の大きさについての指定はありません。ただし、証明書は日本工業規格A列4番の大きさになりますので、折り曲げたくない等のご希望がある方は角形2号以上の封筒をご用意ください。 ・ FedEx、DHLも承っておりますが、証明書の発行後にご連絡いたしますので、集荷のご準備は申請者様でお願いいたします。 ・ <u>送料については、料金の変動や内容物により異なりますので、ご自身で郵便局等にご確認ください。</u> ・ 送料の振込や現金の受取はできません。日本切手をご用意ください。 ・ 郵便事故の責任は負いかねるため、ご心配な方は簡易書留等、郵送記録の残る方法で申請、返信用封筒をご用意ください。 ・ 申請書を郵送で取り寄せる場合は、封筒に「〇〇(希望する証明書名を記載)申請書希望」と朱書きし、必要額の日本切手を貼付した返信用封筒を同封の上、厚生労働省(下記提出先)へ送付してください。
照会先	<p>厚生労働省 医政局 医事課 試験免許室 免許登録係 英訳担当</p> <p>TEL:03-5253-1111(内線 2576)</p>